《訂正表》

『完全整理 最強の会社法(改訂版)』において、以下の様な誤りが判明いたしました。お客様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げると共に、下記の様に修正いただくようお願い申し上げます。

(平成22年5月21日更新)

◎東京法経学院

訂正箇所	誤	正
p 10(23) 法人の種類	<u>民法</u> 法人	<u>一般</u> 法人
同 成立時期	主務官庁の許可を得たとき(民34)。	設立の登記をしたとき(一般法人22, 163)。
p 26, p27 各最下行	株券提供広告につき(42)参照。	株券提供広告につき <u>(40)</u> 参照。
p 201 (5) 組織変更の流れ 株式会社の組織変更	事前備置き(会775)…(<u>5</u>) 組織変更計画の承認(会776)…(<u>6</u>) 債権者保護手続(会779)…(<u>7</u>) 効力発生(会745)…(<u>8</u>)	事前備置き(会775)…(<u>6</u>) 組織変更計画の承認(会776)…(<u>7</u>) 債権者保護手続(会779)…(<u>8</u>) 効力発生(会745)…(<u>9</u>)
同 持分会社の組織変更	組織変更計画の承認 (会781 I) … (<u>6</u>) 債権者保護手続(会781 II , 779) … (<u>7</u>) 効力発生(会747)… (<u>8</u>)	組織変更計画の承認(会781 I)…(<u>7</u>) 債権者保護手続(会781 II , 779) …(<u>8</u>) 効力発生(会747)…(<u>9</u>)
p 215 (21)新設合併消滅会社の 新株予約権者に対してその新 株予約権に代えて交付するこ とができるもの 罫線内	①存続株式会社の新株予約権 (会 <u>749</u> I <u>④</u> イ)※ 1 ②金銭(会 <u>749</u> I <u>④</u> ハ)	①存続株式会社の新株予約権(会 <u>753</u> I <u>⑩</u> イ)※1 ②金銭(会 <u>753</u> I <u>⑩</u> ハ)
同 ※1 3~4行目	…債務を承継しなければならない (会 <u>749</u> I <u>④</u> ロ)…	…債務を承継しなければならない (会 <u>753</u> Ⅰ <u>⑩</u> ロ)…
p 215 (23)新設合併契約の承認 決議要件 例外 2 行目	…譲渡制限株式等である場合	…譲渡制限株式等である場合 <u>で</u> あって新設合併設立会社が公開 会社でない場合
p 223 Q 10. 解答	○ 新設合併の場合…したがって, 新設合併をする場合,消滅株式会社 は, <u>常に</u> ,株主総会の決議によって, <u>吸収</u> 合併契約の承認を受けなければ ならない(会804 I,309 II ⑫)。	※ 新設合併の場合…したがって、新設合併をする場合、消滅株式会社は、原則として、株主総会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない(会804Ⅰ、309Ⅱ②)。しかし、設立しようとする会社が持分会社である場合には、総株主の同意が必要となる(会804Ⅱ)。

*下線部分が訂正箇所です。